

製品起因による事故ではないと判断した案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1					

**該当なし**

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A202100716 令和3年11月23日(京都府) 令和3年12月21日	電気オープン	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	●当該事業者は、当該製品を焼損した旨の連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。その後、消防の調査により、火災に至らない事故とされたことから、重大製品事故に該当しないと判断した。	